

## 高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号。以下「条例」という。）第7条から第9条の規定に基づき、高槻市が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 公共工事等 条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。ただし、不動産の調達については除く。
- (2) 売払い等 条例第2条第6号に規定する売払い等をいう。ただし、不動産の売払い及び貸付けは除く。
- (3) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (6) 役員等 次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）をいう。
  - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
  - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
  - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (7) 有資格者 高槻市の入札参加資格を有する者をいう。
- (8) 下請負人等 条例第7条に規定する下請負人等をいう。

### (委員会の設置)

第3条 次条第1項及び第3項、第5条並びに第13条第3項に規定する事項につ

いて審議するため、高槻市公共工事等排除措置委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって組織する。
  - (1) 総務部を所管する副市長
  - (2) 総務部長
  - (3) 都市創造部長
  - (5) 市民生活環境部長
  - (6) 教育委員会事務局教育次長
  - (7) 交通部長
  - (8) 水道部長
- 3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部を所管する副市長を、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員会は委員長が招集する。
- 6 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 委員会の議事は、出席委員全員の同意をもって決する。
- 8 委員長において、緊急を要する場合であつて、委員会を開催する暇がないと認めるときは、持ち回り方式により審査をすることができる。
- 9 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

（入札等除外措置等）

- 第4条 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、条例第8条の規定に基づき、委員会の審議を経て、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。
- 2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「申請取下げ者」という。）についても適用する。この場合において、登録取下げ者に係る別表の規定の適用については、同表中「入札参加資格者」とあるのは、「登録取下げ者」とする。
  - 3 市長は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、同表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、委員会の審議を経て、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において、市長は、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。
  - 4 市長は、第1項及び第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、措置の内容その他必要な事項を公表す

るものとする。

(注意喚起)

第5条 市長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

(有資格者の排除)

第6条 市長は、条例第8条第1項第1号の規定に基づき、有資格者の入札参加資格承認の審査に際し、入札等除外措置を受けている者の入札参加資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第7条 市長は、条例第8条第1項第2号の規定に基づき、一般競争入札を行うに当たり、入札等除外措置を受けている有資格者（以下「入札等除外者」という。）の入札への参加を認めてはならない。

- 2 市長は、有資格者が契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、条例第8条第1項第5号の規定に基づき、その者の入札への参加を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。
- 3 市長は、前項の規定により入札への参加を取り消したとき又は当該契約の締結を行わないときは、当該入札等除外者に通知するものとする。
- 4 前3項の規定は、せり売りをを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第8条 市長は、条例第8条第1項第2号の規定に基づき、指名競争入札を行うに当たり、入札等除外者を指名してはならない。

- 2 市長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、条例第8条第1項第5号の規定に基づき、その指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。
- 3 市長は、前項の規定により当該指名を取り消したとき又は契約の締結を行わないときは、当該入札等除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第9条 市長は、次の各号に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の性質又は目的によりその者を随意契約の相手方とする必要がある場合は、この限りではない。

(1) 入札等除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府警察本部又は所轄の警察署から暴力団又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報に係る事業者

(下請負等の禁止等)

第10条 市長は、条例第7条の規定に基づき、公共工事等の契約の相手方が前条第1項各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。

2 市長は、契約相手方が前条第1項各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、条例第8条第1項第7号の規定に基づき、契約の相手方に対し、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

(共同企業体に対する措置)

第11条 第6条から前条までの規定は、入札等除外措置を受けた有資格者を構成員とする共同企業体についても適用する。

(契約解除の指導)

第12条 市長は、条例第8条第1項第6号及び第7号の規定に基づく契約の解除等ができるよう、公共工事等の契約の締結に当たり当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第13条 市長は、入札参加資格承認申請に当たり、その申請をする者に対し、条例第8条第2項の規定に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収するものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長は、有資格者でない公共工事等及び売払い等の契約の相手方に対し、条例第8条第2項の規定に基づき、当該契約相手方及びその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収するものとする。

3 市長は、前2項に規定する誓約書を提出した者が、暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第4条の規定により入札等除外措置を行う場合を除く。）は、委員会の審議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該誓約書違反者の商号又は名称、所在地、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員又は第2条第6号アからエに掲げる者のうちに暴力団員のある事業者が該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年

(2) 暴力団密接関係者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年

4 市長は、第1項に規定する誓約書を提出しないときは、入札参加資格の承認を行わないものとする。また、第2項に規定する誓約書を提出しないときは、相手方と契約を締結しないものとする。

(指定管理者、出資法人等への指導)

第14条 市長は、第4条の規定により入札等除外措置を行ったときは、本市が指定する指定管理者及び本市の出資法人等に対して、その所管部長を通じて同様の措置を行うように指導するものとする。

(不当介入に対する措置)

第15条 市長は、契約相手方及び下請負人等が公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、条例第9条第2項に基づき、当該契約相手方に対し報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導するものとする。

(関係機関との連携)

第16条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察その他の関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(入札等除外措置等の通知)

第17条 市長は、入札等除外措置等を行うことを決定したときは、遅滞なく、当該措置等の対象者に通知するものとする。

(事務処理)

第18条 この要綱に定める入札等除外措置等に関する事務は、総務部契約検査課において処理する。

(企業管理者が執行する業務への適用)

第19条 企業管理者が執行する業務に関するこの要綱の適用については、この要綱の規定中「市長」とあるのは、「企業管理者」とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 高槻市建設工事等暴力団等排除措置要綱は、平成26年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月28日から施行する。

別表（第4条関係）

措 置 要 件	期 間
1 個人である有資格者及び法人である有資格者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。
2 有資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。
3 有資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4 有資格者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
5 有資格者及びその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	